

告 示

埼玉県告示第五百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

川越都市計画道路三・五・十七号笠幡小仙波線及び三・五・十九号川越上尾線

二 都市計画を変更する土地の区域

（三・五・十七号笠幡小仙波線）

イ 追加する土地の区域

川越市大字的場の一部

ロ 削除する土地の区域

川越市大字的場の一部

（三・五・十九号川越上尾線）

イ 追加する土地の区域

川越市大字石田本郷、大字伊佐沼、大字鴨田、大字川越及び大字寺井の各一

部

ロ 削除する土地の区域

川越市大字石田本郷、大字伊佐沼、大字鴨田、大字川越及び大字寺井の各一

部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所及び川越市都市計画

部都市計画課

四 縦覧期間

平成三十年五月一日から平成三十年五月十七日まで